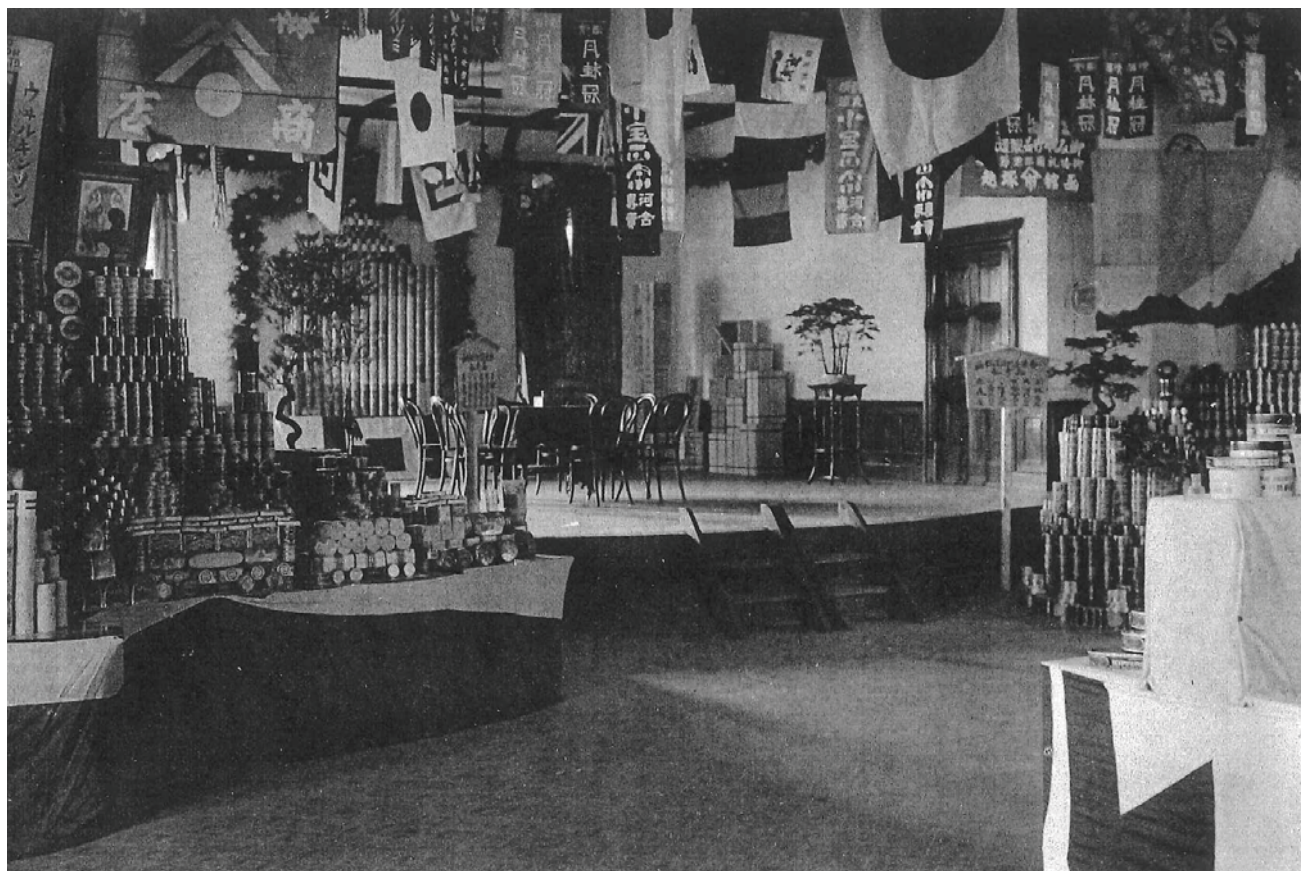


平成 28 年 9 月 2 日（金）13:30～16:30

（旧函館区公会堂 本館 2 階控室）



## 第 4 回

### 重要文化財旧函館区公会堂 保存活用計画検討委員会 配布資料

#### 資料 1. 第 4 回 重要文化財旧函館区公会堂 保存活用計画検討委員会 配布資料

- |                      |      |
|----------------------|------|
| 1. 検討委員会名簿           | p. 1 |
| 2. 第 3 回検討委員会での指摘事項等 | p. 2 |
| 3. 部屋名称変更図           | p. 4 |
| 4. 平成 28 年度 事業スケジュール | p. 5 |

#### 資料 2. 重要文化財旧函館区公会堂保存活用計画（素案）



重要文化財旧函館区公会堂保存活用計画検討委員会 名簿

区 分	氏 名	所 属 等	専 門 等
座 長	かど ゆきひろ 角 幸博	北海道大学名誉教授 NPO法人歴史的地域資産研究機構 代表理事	文化財建造物
委 員	いしおう のりひと 石王 紀仁	函館市文化財保護審議会委員 ハコダテ☆ものづくりフォーラム代表	建築
委 員	きくち ゆきえ 菊池 幸恵	函館工業高等専門学校准教授	まちづくり
委 員	きむら けんいち 木村 健一	公立はこだて未来大学教授	情報デザイン
委 員	きむら つとむ 木村 勉	元長岡造形大学教授 昭和 57 年竣工旧函館区公会堂保存修理 工事事務所長	文化財建造物修理
委 員	いとう すずね 伊藤 鈴音	公募委員	市民代表
オブザーバー	文化庁文化財部参事官（建造物担当）付 （整備活用部門） 担当官		
	北海道教育庁生涯学習推進局文化財・博物館課 文化財保護グループ 文化財建造物担当		
アドバイザー	公益財団法人文化財建造物保存技術協会		
事務局	函館市教育委員会生涯学習部文化財課		

### 第3回検討委員会での指摘事項等

#### ○玄関（3箇所）の呼称

第2回委員会で「玄関a」・「玄関b」・「玄関c」という名称にすることとしたが、建物としての性格や位置を考慮して、聞いただけで場所が分かるような名称を検討すべきである。

#### ○建物活用の現状と問題点（石王委員指摘事項）

現状すぐにもでも解決可能なものは、改善することとする。

#### ○事前送付資料「保存活用計画素案（1～2章）」

現在の破損状況がなぜ起きたのか推定する必要があるので、日頃の維持管理における処置方法を計画に記すのが重要ではないだろうか。

#### ○擁壁の設置について

まずは土砂流出等についてどういった原因があるのかをしっかりと検討すべきである。

#### ○耐風対策

自在扉の開閉の注意だけでいいのか。そのための具体的方策は何か。  
今までの公会堂近隣の強風による被害状況を調べておくべきである。

#### ○大広間収容人数上限

- ・現在の120名とする根拠は何か。耐震補強後今後収容人数を増やすのか。  
→元々定員が200名だったのを、平成5年に発生した北海道南西沖地震以降に120人に減らしたが、人数についての具体的な根拠はない。耐震診断では120人をクリアするように診断したので、それ以上増やすことは考えていなかった。
- ・MICE等を考慮すると収容人数は増やすべきではないか。
- ・上限人数のリミットを知っておいた方が管理上よいので、耐震補強データを確認すること。

#### ○避難経路

部屋の整理整頓はもちろん、避難経路を設定し職員に周知するべきではないか。計画にも記載するべきである。

#### ○防火設備のデザイン

- ・防火設備のデザインを建物に合った雰囲気のものにすることは可能か（木製にする等）。  
→消防器具については厳格な規定があるので木製はおそらく不可能である。ただ、放水銃など任意設置のものであれば可能性はある（放水銃を地下収納式にする等）。

#### ○具体的な活用方策（石王委員提案）

- ① 管理棟を南側庭園に新築し、階段踊り場付近に空中回廊を渡し、エレベーターを設置。
- ② MICE対応として、管理棟に厨房を設置し、条例を改正して飲食可能とする。
- ③ 公会堂裏側の道路から管理棟に入場する導線とすれば、本館の外観もスロープも不要。
- ④ 現在の事務局案には不満がある。これを委員の総意とされるのは本意ではない。事務局案のゾーニングが一人歩きしてしまう。

#### (石王委員提案についての意見)

- ・本館と管理棟を分けるのも、メリットとデメリットがある。とにかく基本方針をしっかりと決めなければならない。
- ・保存活用計画は管理者の自主裁量を増やすことを目的としたものである。計画の中でエレベーターが必要である理由を盛り込んでおけば、必ずしも許可が下りるわけではないが、現状変更許可申請の根拠となる。もちろん、現状変更を行わないのであればその方が良い。
- ・管理棟増設は函館市の単独事業となるため、その費用捻出が問題となる。
  - プロポーザル等で指定管理者に作らせることは可能ではないのか。
  - 現状では不可能だと思われる。あくまでも観覧施設なので、入館者収入だけでは限界がある。
- ・現状公会堂での飲食は禁止だが、条例を改正して飲食可能にすることは可能か。
  - 条例の改正は可能である。

#### ○バリアフリー

- ・エレベーター設置のために重要文化財に穴を開けるといのは大変な抵抗があり、他の事例でも基本的には却下されている。
- ・身障者だけでなく高齢者対応も重要な課題である。設備の設置だけでなく、それに付帯する様々なことの検討が必要である。
- ・MICE実施にはバリアフリーが絶対条件であり、飲食等も必要になってくる。重要文化財としての保存を重視するならば、MICEにこだわることはないのではないか。
  - MICEほどの大規模な会議ではなくても、なんらかの会議で使用することは可能と思われる。

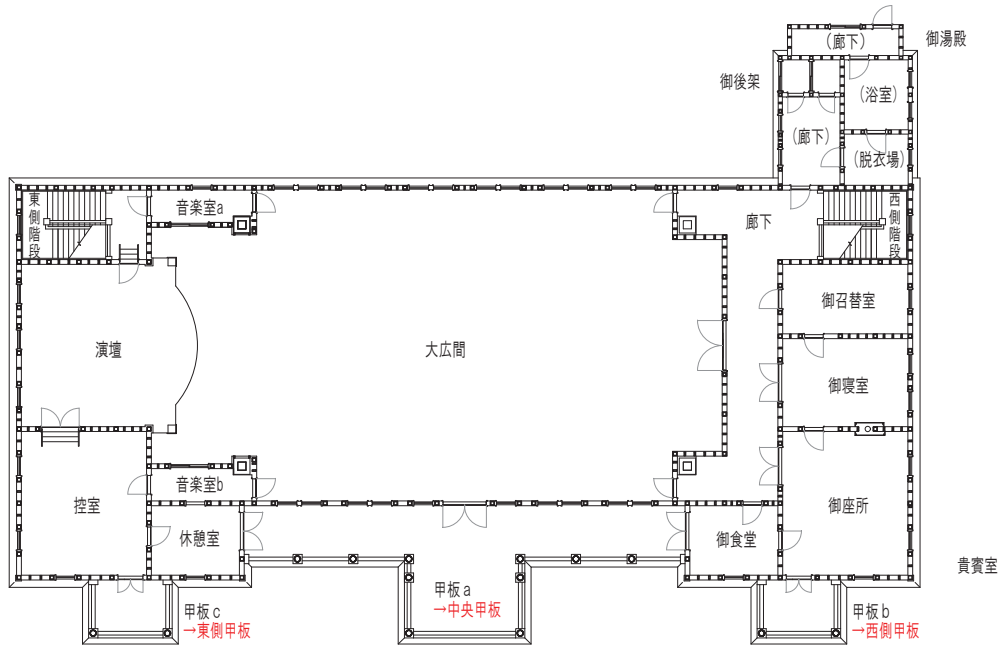
#### ○活用方策検討と委員会の今後について

保存活用計画とは別冊で活用の検討内容をまとめるとか、この委員会を発展させて検討を継続するなどの対応をしなければ、これまでの議論がもったいない。

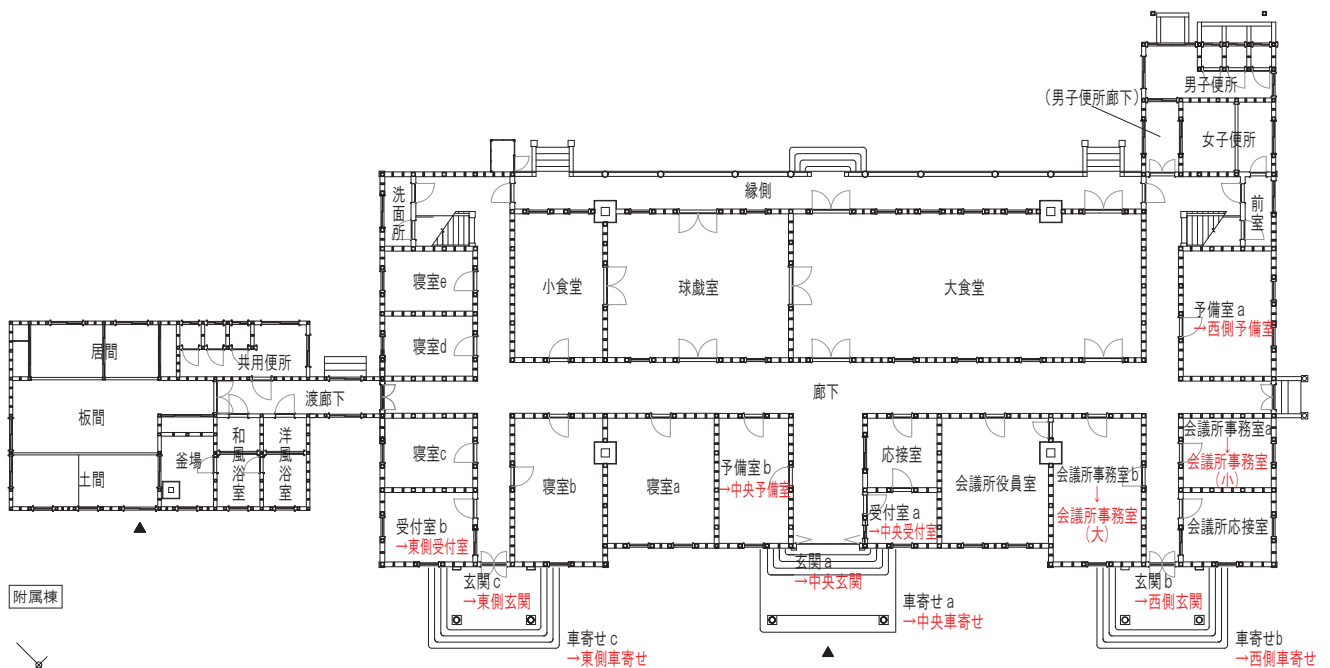
#### ○その他

- ・市立博物館等での都市史・地域史研究の成果を、公会堂の展示に活かしてほしい。
- ・市内の他の文化財施設とのリンクが重要である。公会堂の役割をしっかりと定めないと展示テーマが漫然としたものになってしまう。
- ・市民が集う場というコンセプトから、庭園を市民の憩いの場所にして何度も足を運びたくなる場所にする必要がある。
- ・6つの活用コンセプトに優先順序はあるのか。それによってバリアフリー等についての意見も絞れてくる。
- ・活用計画から保存管理計画や環境保全計画、防災計画へのフィードバックをしっかりとやってほしい。

- ・ a. b. c としていた部屋を「中央～」 「西側～」 「東側～」 と変更。
- ・ 「会議所事務室」は「～（大）」 「～（小）」とした。
- ・ 寝室及び音楽室は a. b. c のままとした。



2階平面図



1階平面図

